

令和2年第1回定例会会議録 17日目

◇ 招集年月日 令和2年3月26日

◇ 招 集 場 所 松 野 町 議 場

◇ 招 集 議 員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出 席 議 員

議席 番号	氏 名	応 不	出 欠	議席 番号	氏 名	応 不	出 欠
1	赤 松 紀 幸	応	出	5	近 藤 由美子	応	出
2	村 尾 重 利	〃	〃	6	森 岡 健 治	〃	〃
3	山 下 智 恵	〃	〃	7	加 藤 康 幸	〃	〃
4	関 本 豊	〃	〃				

正・副議長	氏 名
議 長	赤 松 紀 幸
副 議 長	村 尾 重 利

事務局職員	氏 名
事 務 局 長	森 本 秀 行
書 記	岡 崎 智恵子

◇ 開 会

議長、令和2年第1回定例会第17日目を宣告（9：29）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
4 番	関 本 豊
5 番	近 藤 由美子

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	成 川 良 洋	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	これから本日の会議を開きます。 (9 : 2 9) 続いて本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しております議事日程表のとおりです。 御承知をお願いします。 次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。 御承知をお願いします。
議	長	日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、4 番関本豊議員、5 番近藤由美子議員を指名します。
議	長	日程第 2 議案第 1 2 号「令和 2 年度松野町一般会計予算」以下、日程番号の順を追い、
議	長	日程第 8 議案第 1 8 号「令和 2 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を一括議題とします。 各常任委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。 最初に、加藤総務常任委員長。
加藤総務委員長		「議長」
議	長	「加藤総務常任委員長」
加藤総務委員長		それでは、総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。 当委員会に付託されました案件は、議案第 1 2 号「令和 2 年度松野町一般会計予算」のほか、5 件の令和 2 年度特別会計予算についてであります。これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 それでは、審査の過程において特に議論となりました内容につきまして、御報告を申し上げます。

まず最初に、議案第 12 号「令和 2 年度松野町一般会計予算」につきましては、総務課、防災安全課、ふるさと創生課、保健福祉課、中央診療所、町民課、吉野生支所、出納室、教育課がそれぞれ所管する、令和 2 年度一般会計における予算の内容について、各担当課より詳細な説明がありました。

まずはじめに、総務課の審査において、委員からは、新庁舎建設時の来庁者の駐車場の確保について、また会計年度任用職員制度施行に伴う人件費の増減について、人事評価制度の実施状況についてなどの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

次に、防災安全課の審査においては、避難情報の伝達方法について、福祉避難所について、消防団の状況について、防犯灯の維持管理及び LED 化への対応についてなどの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査におきましては、旧松野南小学校の活用検討状況について、総合戦略の実質的な取組みについて、人口定住対策の取組みについての各種計画作成時での問題点についてなどの質問があり、それぞれ理事者並びに担当課から説明を受け回答を受けました。

続きまして、保健福祉課の審査においては、健康づくり事業について、歯科保健対策事業について、高齢者緊急通報システムの状況及び見込みについてなどの質問があり、これまたそれぞれ担当課から回答を受けました。

次に、町民課、吉野生支所の審査におきましては、放課後児童クラブでの感染症予防対策について、吉野生交流促進センターの改修内容について、1 号認定者保育事業受入について、病児保育の対応状況についてなどの質問があり、それぞれ理事者並びに担当課から回答を受けました。

次に、出納室の審査においては、特に質疑もなく審査を終了いたしました。

議 長 森岡産業委員長	また一般会計の最後になる教育課の審査におきましては、目黒山型モデルを活用した活動見込みについて、学校給食の無償化について、新型コロナウイルス対策による休業時への子どもへの対応について、蔵書の充実及び読書活動の取組みについてなど質問があり、それぞれ理事者並びに担当課から回答を受けました。 続いて特別会計におきましては、町民課が所管する議案第13号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計予算」では、特に質疑もなく審査を終了いたしました。 続いて、中央診療所が所管する議案第14号「令和2年度松野町国民健康保健中央診療所特別会計予算」では、診療収入減少の分析について、また看護師の確保について、診療所内の感染症予防対策についての質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。 続いて、町民課が所管する議案第16号「令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」では、起債償還終了後の特別会計の取扱いについての質問があり、理事者から回答を受けました。 続いて、保健福祉課が所管する議案第17号「令和2年度松野町介護保険特別会計予算」につきましては、認知症対策について、介護予防事業について質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。 最後に、町民課が所管する議案第18号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」につきましては、保険料の現状についての質問があり、担当課から回答を受けました。 以上、議案第12号、第13号、第14号、第16号、第17号、第18号の本委員会における審査の過程を御報告いたしましたが、このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、総務常任委員会審査の報告を終わります。 なにとぞよろしく御賛同を賜われますようお願いを申し上げます。 質疑を省略し、次に、森岡産業常任委員長。 「議長」
------------------------	---

議 長 森岡産業委員長	「森岡産業常任委員長」 産業常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。 当委員会に付託されました案件は、議案第１２号「令和２年度松野町一般会計予算」、並びに、議案第１５号「令和２年度松野町簡易水道特別会計予算」についてであります。 これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。それでは、審査の過程において特に議論となりました内容について、御報告申し上げます。 最初に、議案第１２号「令和２年度松野町一般会計予算」につきましては、農林振興課、農業委員会、ふるさと創生課、建設環境課がそれぞれ所管する、令和２年度一般会計における予算の内容について、各担当課より詳細な説明がありました。 まず、農林振興課、農業委員会の審査において、委員からは、耕作放棄地の現状について、若者定住につながる農林業施策について、米の地域限定ブランド化の取組みについて、人・農地プラン実質化に向けた取組みについて、特産５品目の現状及び今後の見込みについてなど、多岐にわたる業務について質問があり、担当課から回答を受けました。 次に、ふるさと創生課の審査においては、川魚料理を中心とした食文化の継承について、滑床養魚場の現状について、農業公園の指定管理者変更に伴う今後の経営見込みについて、ふるさとワーキングホリデー制度の実績について、新型コロナウイルスによる観光事業への影響についての質問があり、それぞれ理事者並びに担当課から回答を受けました。 次に、建設環境課の審査においては、国道３８１号線改良事業の終了見込みについて、災害発生時の対応能力の強化について、合併処理浄化槽の設置状況について、廃棄物減量化への取組状況について、資
---------------------------	--

	源リサイクルの現状についての質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。 続いて、建設環境課が所管する議案第 1 5 号「令和 2 年度松野町簡易水道特別会計予算」については、公営企業会計への移行について、水道事業広域化の今後の見込みについて、老朽化に伴う水道施設の改修見込みについて質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。 以上、議案第 1 2 号、第 1 5 号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、産業常任委員会審査の報告を終わります。 よろしく御賛同を賜われますようお願い申し上げます。
議	長 質疑を省略し、続いて、討論採決を行います。 討論、採決は議案ごとに行います。 はじめに、議案第 1 2 号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長 討論なしと認めます。 これから、本案を採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。 お諮りします。 議案第 1 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長 起立全員です。 したがって、議案第 1 2 号「令和 2 年度松野町一般会計予算」は、

議	委員長報告のとおり可決することに決定しました。 次に、議案第 13 号について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、本案について採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。 お諮りします。 議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。 したがって、議案第 13 号「令和 2 年度松野町国民健康保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。 次に、議案第 14 号について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、本案について採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。 お諮りします。 議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。

議 議	したがって、議案第１４号「令和２年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。 次に、議案第１５号について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議	討論なしと認めます。 これから、本案について採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。 お諮りします。 議案第１５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員） 起立全員です。
議 議	したがって、議案第１５号「令和２年度松野町簡易水道特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。 次に、議案第１６号について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし） 討論なしと認めます。
	これから、本案について採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。 お諮りします。 議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長	議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、議案第１８号「令和２年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。
議 長	日程第９ 議案第２０号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、議案第２０号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。 本案は令和２年４月１日から開始する会計年度任用職員制度にあたり、中央診療所に勤務する看護師の夜間看護勤務手当及び夜間看護に係る報酬の支給にかかる規定を整備するものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。 質疑なしと認めます。 (質疑 ～ なし)
議 長	お諮りします。 ただいま議題となっております議案第２０号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

議 議 議	長	したがって、議案第 20 号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
		討論なしと認めます。 これから、議案第 20 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
		起立全員です。 したがって、議案第 20 号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第 10 議案第 21 号「山林委員の選任について」から日程番号の順を追い、
議	長	日程第 21 議案第 32 号「山林委員の選任について」までの 12 議案を一括議題とします。 議案書を配布します。 しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは、議案第 21 号から議案第 32 号「山林委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。 町有林の管理につきましては、12 名の山林委員を選任いたしまして、ご協力をいただいておりますが、令和 2 年 3 月 31 日で任期満了となります。 つきましては、後任の委員として、各部落より推薦をいただきました

	た１２名につきまして、山林委員として選任をしたく、松野町有林野営林規程第８条の規程により、議会の同意を求めるものであります。 推薦いただきました山林委員は、議案第２１号松丸山崎幸喜氏、議案第２２号延野々平野耕右氏、議案第２３号豊岡後中脇優氏、議案第２４号豊岡前堀口計敬氏、議案第２５号富岡毛利彰男氏、議案第２６号富岡杉本光氏、議案第２７号上家地松田尊司氏、議案第２８号目黒吉福文雄氏、議案第２９号目黒影平晃氏、議案第３０号吉野坂本敏夫氏、議案第３１号蕨生藤井希一氏、議案第３２号奥野川松岡廣明氏であります。 よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。
議	長 お諮りします。 本案は人事案件ですので、先例により、質疑討論を省略したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、質疑討論を省略することに決定しました。 この採決は議案ごとに行います。 まず、議案第２１号を採決します。 お諮りします。
議	ただいま、議題となっております議案第２１号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声) 長 異議なしと認めます。 したがって、議案第２１号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２２号を採決します。 お諮りします。

議	ただいま、議題となっております議案第２２号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第２２号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２３号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２３号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第２３号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２４号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２４号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第２４号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２５号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２５号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第２５号「山林委員の選任について」は原案のと

議	おり可決することに決定しました。 続いて、議案第２６号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２６号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第２６号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２７号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２７号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第２７号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２８号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２８号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第２８号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第２９号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第２９号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 29 号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第 30 号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第 30 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 30 号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第 31 号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第 31 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 31 号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第 32 号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第 32 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 32 号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第 22 諮問第 1 号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を

		求めることについて」を議題とします。 議案書を配布します。 しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、諮問第１号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。 本案は、本町の人権擁護委員のうち関本留美子氏が、令和２年６月３０日付けを以って任期満了となることから、後任に古谷敏子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。 古谷氏は、昨年１１月３０日まで、民生委員・児童委員を務められておりまして、地域のサロン等の協働事業を積極的に主催するなど、住民からの信望が厚く、その人格、識見ともに高い人物であり、積極的な人権擁護活動が期待をされます。 よろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願いを申し上げます。
議	長	これよりしばらくの間休憩します。 各議員は委員会室で、本案に対する意見を調整してください。 （１０：０６） （休憩 １０：０６ ～ 再開 １０：１７）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 （１０：１７） お諮りします。 ただ今議題となっております、諮問第１号は、諮問のとおり答申したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。

議	したがって、諮問第１号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、諮問のとおり答申することに決定しました。
長	日程第２３ 議案第３３号「松野町教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。 議案書を配布します。 しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、議案第３３号「松野町教育委員会委員の任命同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。 本案は、本町の教育委員会委員１名の選任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。 これまで本町の教育文化行政の推進に多大な御尽力を賜っていただきました、黒澤寿美氏が退任をされることとなりました。黒澤氏には、３年６ヶ月にわたり、教育に関する高い識見と保護者目線により様々な御意見を賜り、その功績に深甚なる敬意を表するところでございます。 その後任者として、人格高潔にして識見豊かであり、教育現場での経験豊富で、学術及び文化に深く精通をされておられます、松丸の沖留美子氏を委員にお願いするものであります。 なお、任期につきましては、前職の残任期間であります令和２年４月１日から令和２年９月３０日までであります。 よろしく御審議をいただき、ご同意を賜われますようお願い申し上げます。 お諮りします。 本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。

議	長	御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
		異議なしと認めます。
議	長	したがって、質疑討論を省略することに決定しました。
		続いて、議案第 33 号を採決します。
		お諮りします。
議	長	ただいま、議題となっております議案第 33 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
		異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第 33 号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第 24 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。
		お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。
議	長	お諮りします。
		議会運営委員長からの申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。
		これで会議を閉じます。
坂 本 町	長	町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。
		「議長」
		「坂本町長」
坂 本 町	長	第 1 回定例議会の閉会に当たりまして議長のお許しをいただきま

したので一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には10日の議会開会から本日までの長きにわたりまして、本会議や委員会におきまして、条例改廃、令和2年度町政の基本方針、一般会計当初予算ほか6つの特別会計当初予算並びに令和元年度最終の補正予算、人事等の案件につきまして活発な御議論の上、慎重な審議を経て、議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

審議においていただきました御意見御要望につきましては、今後事務事業の推進、予算の執行に大いに参考にして役立てて参りたいと存じます。

さて本町では、桜や桃が美しく咲き誇り、桃源郷にふさわしい艶やかな景色が広がっております。一方で、新型コロナウイルス感染症が全世界に暗い影を落としヨーロッパやアメリカでは爆発的に感染者が増加しておりまして、市民の健康、行動の自由に対する大きな脅威となるとともに、世界中で経済活動が著しく停滞するなど、様々な影響が出ております。国内では、大規模なイベントの自粛や不要不急の外出抑制など、国を挙げての取り組みにより、爆発的な感染拡大には至っておりませんが、首都圏を中心にじわじわと感染者が増加しておりまして、終息にはまだまだ時間を要する見込みです。

日本国民が期待する東京オリンピック・パラリンピックについても、急遽開催を1年程度延期をするという結論になったようで、今後とも予断を許さない状況が続くと思われます。

町内におきましても、一部施設利用の緩和は実施をいたしますが、引き続き、町民の皆様の健康と安全を確保するとともに、地域経済のダメージをいかに軽減するか、慎重かつ迅速な対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員をはじめ町民の皆様の御理解御協力をお願い申し上げます。

結びに、今後とも、議員各位には、町政の発展に更なる御支援、御協力をお願い申し上げ議会閉会の御挨拶といたします。

議 長	ありがとうございました。 以上で、令和２年第１回松野町議会定例会を閉会します。 地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。 松野町議会議長 赤松 紀幸 第 １ 日 目 松野町議会議員 森岡 健治 同 上 加藤 康幸 第 ２ 日 目 松野町議会議員 村尾 重利 同 上 山下 智恵 第 １ ７ 日 目 松野町議会議員 関本 豊 同 上 近藤 由美子
-----	--